告 示

埼玉県告示第九百三十九号

条第二項の 営利活動 特定非営利 規定 法 活 人を設立しようとする により公告する。 動促進法 (平成 +年 者 法 律第 か 5 次 七 \mathcal{O} と お 第 十条第 り 申 請 書が 項 提 \mathcal{O} 規 出 定に さ れ た ょ \mathcal{O} り、 で 定 同

民 U 生活部共助社会づ 翌事業年度の事業計 なお、 び に 当 ン 該 タ 申 請 ネ に < 係る定款、 ツ ŋ 画書及び 1 課及び を 利 用 埼玉県西部地域振興セン 活 役 す 動予算書を、 員 名 る 方 法 設 <u>\frac{1}{2}</u> へ 埼 申請書を受理 趣 旨書並 玉 県 Ν タ U Ρ に Ο 設 に 情 た お 立 報 1 日 当 . て備え置 か 初 ス ら二月 \mathcal{O} テ 業 シ 一く方法 間 年 彐 県

(http://www.saitamaken-npo.net/) $\overline{}$ により縦覧に供 す る。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三十日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国帰国者総合互助ネットワーク

三 代表者の氏名

福間 典一

四 主たる事務所の所在地

埼玉 県 所 沢 市 大 字 山 П 五. 千 兀 +五. 番 地 \mathcal{O} 三十 九 兀 百 七

五 定款に記載された目的

音 対 が よく この 分か 法 種 事業者 は、 L 5 • な 食 主に 11 事 人達 \sim な \mathcal{O} 中 に対 通 玉 ど \mathcal{O} 訳 帰 場所 及び L 玉 7 者 及 \mathcal{O} 事 確保と 務 日 び 本で を 中 代 玉 提 行 生 語 供を行 する。 活 を母国 して これ 11 語 < と す た 5 \emptyset る \mathcal{O} 人 \mathcal{O} 在 行 Þ 日 政、 が、 外 玉 医療機 __ 人 等 堂 に \mathcal{O} 会 関 日 本 \sim \mathcal{O} 7 語

者 と連 - 国語で 獲を 図る。 介 護が 受け 6 れ るよ う、 介 護 サ ピ スを提 供 す ると 共 に 他 \mathcal{O} 介 護 事 業

を広 共 生 世 よう 間 会の な 般 人たち 習 実現に寄与 会等 に 理 を通じ 解 に す 7 する た教育 ŧ る 生 5 活 VI 事 業を行 支援 \mathcal{O} 問 題 うことで、 を 力者 調 査 を募る • 研 究 玉 た 際 す 8 都 る \mathcal{O} 事 市 広 日 本 報 0 事 ま 業を 豊か た そ な多文 \mathcal{O} う。 実